

陳情第 5 号

宝塚市職員への「地域貢献活動休暇」創設への条例化に関する陳情

陳情の趣旨

我が国の地方公務員の兼業をめぐる最近の動向は、多様で柔軟な働き方へのニーズの高まりや人口減少と高齢化に伴う人材の希少化において、兼業や副業が促進されている。また地方公務員が地域社会のコーディネーター等として、公務以外でも活動することが期待されるようになってきている。

この現況において、地方自治体は条例を定めるなどすれば、職員の特別休暇として「地方貢献活動休暇」を新たに創設できる。総務省が、そんな通知を全国の自治体に令和5年12月25日に「総行公第138号」で発出した。地域社会に貢献する活動（自治会、NPO等）に従事することを事由とする特別休暇を各地方公共団体の裁量で創設できることが明確になった。

は、全国・兵庫県・阪神ブロックの自治会連合体に所属し、長年にわたり地域コミュニティの中核として、行政との公共的なパートナーの役割を果たしてきた。

す。

はこれからも、行政と共に議会と共に、地域自治に邁進する所存で

このため以下のことを求めます。

陳情の項目

- 1 宝塚市は職員への「地域貢献活動休暇」創設の条例化をもって、更なる地域自治の積極的な推進をしてください。

以上

令和6年（2024年）5月10日

宝塚市議会議長 富 川 晃太郎 様

陳情者